部分払に関する特約条項

甲及び乙は、部分払に関し、次の特約条項を定める。

（部分払）

第１条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、この契約に係る既納部分又は既済部分に対して代金の一部を乙に支払うものとする。

（部分払の支払回数）

第２条 部分払の支払回数は、　　回とする。

（内訳表の提出）

第３条 乙は、当該契約の落札後、速やかに前条の支払回数に適合した契約金額の内訳表を作成し、甲の確認を受けるものとする。

２ 甲は、前項の内訳表を不適当と認める場合は、これを変更させることができる。

３ 前２項の規定は、契約金額を変更した場合における内訳表の変更についても準用する。

（部分払金額）

第４条 甲が部分払として乙に支払う金額は、前条第１項の内訳表に基づいて算定した既納部分又は既済部分に相当する金額とする。ただし、代金の中途確定又は契約履行後における代金の確定に関する特約の付されている契約に係る既納部分若しくは既済部分又は性質上不可分の製造若しくは役務についての契約に係る既済部分に対する部分払の金額は、当該部分に相当する金額の10パーセントの金額を差し引いた金額とする。

２ 部分払は、予算の範囲内において行うものとする。

（部分払の請求及び支払）

第５条 部分払の請求及び支払については、契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を準用する。

（差額の支払及び過払金の返納）

第６条 代金の中途確定又は契約履行後における代金の確定に関する特約の付されている契約にあっては、代金の確定に際し甲が既に乙に支払った部分払の金額が第３条第１項の内訳表（代金の確定に伴って契約金額を変更する措置がとられるときは、同条第３項の規定による変更後の内訳表）に基づいて算定した当該既納部分又は既済部分に相当する金額に満たないときは、その差額を乙に支払うものとし、また、当該金額を超えるときは、その差額を甲の指定した期限までに甲に返納させるものとする。

２ 差額の請求及び支払については、代金の請求及び支払に関する契約条項の規定を、また、乙が期限までに返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

（所有権の移転）

第７条 性質上不可分の製造の既済部分について部分払を行った場合は、その当該契約物品の所有権は、甲に移転するものとする。

２ 前項の規定は、契約物品に係る危険負担及び損害負担について契約条項の定めるところを変更するものではない。

令和　　年　　月　　日

殿

住 所

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

契約金額の内訳表の提出について

標記について、下記契約に係る「部分払に関する特約条項」第３条の規定に基づき、 別紙のとおり契約金額の内訳表を提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 調達要求番号 |  |
| 品名・数量 |  |
| 契約金額 |  |
| 納期 |  |

特約条項第３条に基づき、契約金額の内訳表を確認した。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

防衛医科大学校　事務局

総務部長　　□□□□